



金 沢 市 公 報

号外第18号の2

令和2年(2020年)12月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○ 金沢市ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関する要綱の一部改正について (子育て支援課)	1

告 示

● 金沢市告示第357号

金沢市ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和2年告示第215号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月16日

金沢市長 山 野 之 義

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基本給付(再支給分) 基本給付の支給を受けた支給対象者1人につき、1回に限り、50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。

第5条第1項中「基本給付」の次に「及び基本給付(再支給分)(以下「基本給付等」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「基本給付」を「基本給付等」に改める。

第6条の見出し及び同条中「基本給付」を「基本給付等」に改め、同条第1号中「児童扶養手当口座振込方式(令和2年7月10日時点において本市が把握する児童扶養手当)」を「基本給付支給口座振込方式(令和2年6月分の児童扶養手当又は基本給付の)」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「基本給付」を「基本給付等」に改める。

第8条の見出し中「基本給付」を「基本給付等」に改め、同条第1項中「基本給付の」を「基本給付等の」に、「以下」を「令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている者及び支給を申請している者を除く。以下」に改め、同条第2項中「基本給付の」を「基本給付等の」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給の申込み等)

第8条の2 市長は、公的年金給付等受給者及び家計急変者(令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている者及び支給を申請している者に限る。以下この条及び次条において同じ。)に対し、基本給付(再支給分)の支給の申込みを行う。

2 公的年金給付等受給者及び家計急変者は、前項の申込みを受けた際、基本給付(再支給分)の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給する。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給の方式)

第8条の3 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

(1) 基本給付支給口座振込方式(基本給付の振込時における指定口座に振り込む方式をいう。)

(2) 指定口座振込方式(前条第3項の規定による支給決定前までに、公的年金給付等受給者及び家計急変者が前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。)

第14条第2項中「の規定」を「及び第8条の2第3項の規定」に、「令和2年7月10日時点において本市が把握する児童扶養手当」を「令和2年6月分の児童扶養手当又は基本給付の」に改める。

令和2年(2020年)12月16日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)12月16日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄